

各介護サービス事業所・介護施設等の管理者
障害者支援施設等の管理者
様
(下関市所在の施設・事業所を除く)

山口県新型コロナウイルス感染症対策室長
山口県長寿社会課長
山口県障害者支援課長

介護サービス事業所・介護施設等及び障害者支援施設等における
新型コロナウイルス感染症陽性者の発生報告様式について(依頼)

平素から、本県の新型コロナウイルス感染症対策に格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本県では、施設のクラスター未然防止など感染対策を迅速に講じるため、令和4年10月3日付け事務連絡「介護サービス事業所・介護施設等及び障害者支援施設等における新型コロナウイルス感染症陽性者の発生報告について(依頼)」において、入所施設で感染が確認された場合は、施設から保健所及び所管課に報告をお願いしています。

このたび、施設や保健所が感染状況をより円滑に情報共有できるよう、下記のとおり、「発生報告」の様式を改訂するとともに、新たに「施設調査票」及び「問診票(施設用)」を定めました。

つきましては、今後、施設で入所者や職員の感染が確認された場合には、指定の様式を用いて速やかに報告いただきますよう、お願いします。

記

1 報告様式

(1) 発生報告の改訂について

- 新型コロナウイルス陽性者の発生報告(初回報告用) R4.12改訂
- 新型コロナウイルス陽性者の発生報告(継続報告用) R4.12改訂

<主な改訂内容>

- 初回報告用
 - ・ 陽性者数の内訳に「入院」、「施設内療養」を追加
 - ・ 陽性の職員に「発症(無症状の場合は検査日)の2日前から勤務がない人数」を追加
 - ・ 嘱託医等が「有」の場合、「往診」、「コロナ治療薬の処方」の可否を追加
- 継続報告用
 - ・ 陽性者数の「累計」、陽性者(入所者)の「施設内療養者数」を追加

(2) 施設調査票について

- ・ 入所施設・事業所は、施設概要や平時の状況(基本的な感染対策など)を記載

(3) 問診票(施設用)について(入所者が陽性になった場合のみ提出)

- ・ 入所施設・事業所は、陽性者ごとに基礎疾患や処方薬、症状、ADLなどを記載

2 報告の方法

- 入所施設・事業所において、入所者や職員のいずれか1人でも陽性者が発生した場合、別添様式「新型コロナウイルス感染症陽性者の発生報告(初回報告用) R4.12改訂」を保健所及び貴施設・事業所の県又は市町の所管課に FAX で報告してください。(FAX 報告後、保健所に電話で連絡してください。)
- なお、初回報告を受けた保健所等から、感染状況を確認させていただきますので、①施設調査票 ②問診票(施設用) ③施設見取り図 ④入所者名簿 ⑤部屋割り、食事の配席図 ⑥職員名簿、出勤表を準備され、速やかに保健所に提出してください。
- また、新規陽性者の発生が収まるまでの間は、日々の発生状況について、別添「新型コロナウイルス感染症陽性者の発生報告(継続報告用) R4.12改訂」を保健所及び貴施設・事業所の県又は市町の所管課に FAX で報告してください。

3 その他

入所者が抗原キット等で陽性になった場合は、状態悪化による重症化を防ぐため、速やかに嘱託医(協力医療機関、かかりつけ医を含む)などの診断を受け、適切な治療につなげてください。

【添付書類】

○報告様式及び記入例

- ・ 新型コロナウイルス陽性者の発生報告(初回報告用) R4.12改訂
- ・ 新型コロナウイルス陽性者の発生報告(継続報告用) R4.12改訂
- ・ 施設調査票
- ・ 新型コロナウイルス感染症問診票(施設用)

新型コロナウイルス感染症対策室 検査分析班	長井、大浦、青木 TEL 083-933-2490
長寿社会課 施設班 介護保険班	野村 TEL 083-933-2793 原田 TEL 083-933-2774
障害者支援課 施設福祉推進班	河口、小丸山 TEL 083-933-2735